

長久手市認可外保育施設通所助成金基準額表

通所児童の属する世帯階層区分		助成金額 (単位 円)	
階層区分	定義	月額	日額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	50,000	3,120
B	市町村民税非課税世帯	23,000	1,430
C	市町村民税所得割非課税世帯	20,000	1,250
D1	市町村民税 48,600円未満の世帯		
D2	所得割課税額 48,600円以上58,000円未満の世帯	18,000	1,120
D3	58,000円以上69,000円未満の世帯	17,000	1,060
D4	69,000円以上85,000円未満の世帯	15,000	930
D5	85,000円以上101,000円未満の世帯	13,000	810
D6	101,000円以上120,000円未満の世帯	10,000	620
D7	120,000円以上138,000円未満の世帯	5,000	310
D8	138,000円以上169,000円未満の世帯	2,000	120
D9	169,000円以上230,100円未満の世帯	1,000	60
D10	230,100円以上397,000円未満の世帯	1,000	60
D11	397,000円以上の世帯	1,000	60

備考

- 市町村民税の課税額は、通所児童の属する世帯のうち、その保護者に係る課税額の合計とする。この場合において、市町村民税の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、また同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8、附則第5条第3項並びに第5条の4第6項の規定は適用しない額とする。）をいう。
- 助成額の階層区分の認定は、当該年度の市町村民税課税額で行う。
- 保護者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を3人以上監護し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、この表にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第3番目以降の3歳未満児（その児童が年度の途中で満3歳に達した場合においても、その年度中は対象児童とみなす。）に係る助成額は、長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成27年長久手市規則第17号）別表第2に掲げる月額保育料の最高額の2分の1を月額とし、日額は月額を16で除した額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- この表における市町村民税の課税額は、通所児童の属する世帯のうち、その保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、長久手市認可外保育施設通所助成上限に係る市町村民税所得割を算定するものとする。なお、算定に当たっては市町村民税所得割に8分の6を乗じた額をもとに利用者負担を決定する。